

盛岡広域振興局長告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成22年5月14日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370100513	指定訪問入浴介護事業 所都南あけぼの荘	盛岡市湯沢4地割25番 地1	社会福祉法人藤実会	平成22年5月20日